

吳市教育委員会議題
(平成31年3月22日定例会)

吳市教育委員会

平成31年3月22日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第7号 選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規程の一部を改正する告示の制定について
- 4 教議第8号 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 5 教議第9号 呉市立呉高等学校の災害共済給付契約に係る生徒についての共済掛金の額のうち保護者等から徴収する額を定める規則の一部を改正する規則の制定について
- 6 教議第10号 呉市御手洗地区文化施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について
- 7 教議第11号 呉市御手洗地区文化施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 8 報告第3号 寄附受納について
- 9 教議第12号 職員人事について (人事案件)【秘密会】

教議第7号

選挙運動のためにする個人演説会等開催の程度等に関する規程の一部を改正する告示の制定について
 選挙運動のためにする個人演説会等開催の程度等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

選挙運動のためにする個人演説会等開催の程度等に関する規程の一部を改正する告示
 選挙運動のためにする個人演説会等開催の程度等に関する規程（昭和29年呉市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

		改正前			改正後		
第1条	公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第111条第2項の規定により個人演説会等開催の程度等を得ない事情があるときはこの規程によらなければならないことのできる。	第111条	公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第111条第2項の規定により個人演説会等開催の程度等を得ない事情があるときはこの規程によらなければならないことのできる。				
(1) 照明		照明の程度		照明の程度			
会場による区分		面積	電球の光度	面積	電球の光度	灯数	
略							
和庄中学校	屋内運動場	590.3	80	607.5	184	20	
	弁士控室	19.4	20		43	20	
	便所	33.0	80	22.5	21	2	
			40	22.5	13	7	
略						3	
片山中学校	第三教室	66.1	60	694.45	125.1	24	
					44.8	20	

弁士控室	6	6	1	6	0	1
便所	3	3	0	4	0	1

略

(2) 演壇

会場による区分	種類及び程度					
	机	いす	黒板	白墨	黒板ふき	
和庄中学校	1	2	1	3	1	1
片山中学校	1	2	1	3	1	1

略

(3) 聴衆席

会場による区分	種類及び程度	
	腰掛け一人掛けのもの	100脚
和庄小学校	1	100
和庄中学校	1	100

略

(4) 弁士控室

会場による区分	種類及び程度	
	机	いす
和庄小学校	1	3
和庄中学校	1	4
片山中学校	1	4

略

(5) 便所

会場による区分

位置

弁士控室	7	6	7	4	4	8	2
便所	3	0	0	8	1	1	4

略

(2) 演壇

会場による区分	種類及び程度					
	机	いす	黒板	白墨	黒板ふき	
和庄中学校	1	2	0	0	0	0
片山中学校	1	2	0	0	0	0

略

(3) 聴衆席

会場による区分	種類及び程度	
	腰掛け一人掛けのもの	100脚
和庄小学校	1	100
和庄中学校	1	50

略

(4) 弁士控室

会場による区分	種類及び程度	
	机	いす
和庄小学校	1	3
和庄中学校	1	2
片山中学校	1	2

略

(5) 便所

会場による区分

位置

略 和庄中学校 略	<u>西側</u>	略 和庄中学校 略	<u>入口正面</u>
略 片山中学校 略	<u>西側</u>	略 片山中学校 略	<u>北側</u>
第2条 設備は、次の場所について行う。 略		第2条 設備は、次の場所について行う。 略	
略 片山中学校 略	<u>第3教室</u>	略 片山中学校 略	<u>屋内運動場</u>

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

(提案理由)

和庄中学校屋体及び片山中学校重層屋体の建て替えに伴い、所要の規定の整備をするため、この告示案を提出する。

議案資料 選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等
 に関する規程の一部を改正する告示の制定について

1 改正の趣旨

和庄中学校屋体及び片山中学校重層屋体の建て替えに伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 施設概要

(1) 和庄中学校

施設の所在地		呉市和庄登町3番18号
演説会場	名称・面積	屋内運動場・607.5㎡
	照明	184W×20個, 43W×20個
	演壇	机1台, 椅子2脚
	聴衆席	椅子50脚
弁士控室	名称・面積	右側控室・22.5㎡
	照明	21W×2個
	設備	机1台, 椅子2脚
便所	位置・面積	入口正面・22.5㎡
	照明	13W×7個, 8W×3個

(2) 片山中学校

施設の所在地		呉市東片山町13番5号
演説会場	名称・面積	屋内運動場・694.45㎡
	照明	125.1W×24個, 44.8W×20個
	演壇	机1台, 椅子2脚
	聴衆席	椅子50脚
弁士控室	名称・面積	左側控室・7.67㎡
	照明	44.8W×2個
	設備	机1台, 椅子2脚
便所	位置・面積	北側・30㎡
	照明	8.1W×14個

3 施行期日

公布の日から

教議第8号

呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則

呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和32年呉市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(教材の承認)</p> <p>第24条 小中学校において、教科書が発行されない教科の主たる教材として教科用図書を使用しようとするときは<u>道徳</u>、特別活動及び総合的な学習の時間の主たる教材として、図書を計画的かつ継続的に使用しようとするときは、校長は、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>略</p> <p>様式第10号の2（第20条関係）</p> <p>呉市教育委員会様 呉市立 中学校長 氏 名 平成 年 月 日</p>	<p>(教材の承認)</p> <p>第24条 小中学校において、教科書が発行されない教科の主たる教材として教科用図書を使用しようとするときは又は<u>特別活動</u>及び総合的な学習の時間的主たる教材として、図書を計画的かつ継続的に使用しようとするときは、校長は、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>い。</p> <p>略</p> <p>様式第10号の2（第20条関係）</p> <p>呉市教育委員会様 呉市立 中学校長 氏 名 平成 年 月 日</p>
<p>呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第20条第1項の規定により、平成 年度の教育課程を次のとおり編成するので、届け出ます。</p>	<p>呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第20条第1項の規定により、平成 年度の教育課程を次のとおり編成するので、届け出ます。</p>

1 教育目標・強調する具体目標及び目標達成のための実施計画

2 年間授業時数

区	分	年間授業時間数					
		第1学年		第2学年		第3学年	
		必須 教科	選択 教科	必須 教科	選択 教科	必須 教科	選択 教科
略							
教科	外国語						
特別の教科	道徳						
略							

備考

1～5 略

様式第111号の3 (第20条関係)

平成 年 月 日

呉市教育委員会様

呉市立 中学校長 氏 名

特別支援学級の教育課程に関する届

呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規
則第20条第1項の規定により, 平成 年度の教育課程
(授業時数) を次のとおり編成するので, 届け出ます。

1 教育目標・強調する具体目標及び目標達成のための実施計画

2 各教科, 道徳, 総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数

区	分	年間授業時数					
		第1学年		第2学年		第3学年	
		必須 教科	選択 教科	必須 教科	選択 教科	必須 教科	選択 教科
略							
教科	外国語						
道徳	徳						
略							

備考 1 各教科, 道徳, 総合的な学習の時間, 特別活動及び計の欄には年間授業時数を記入すること。

2～6 略

様式第111号の3 (第20条関係)

平成 年 月 日

呉市教育委員会様

呉市立 中学校長 氏 名

特別支援学級の教育課程に関する届

呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規
則第20条第1項の規定により, 平成 年度の教育課程
(授業時数) を次のとおり編成するので, 届け出ます。

障害種別： _____ 学年： _____

生徒氏名： _____

略

指導内容			指導形態				
授業 時数	年間 指導 時数	週 あたり 時数	授 業 時 数	年 間 指 導 時 数	週 あ り 時 数	交 流 及 共 同 学 習	
教科等			略				
			各	略			
道徳	外国語 (年)		道徳				
略			略				

障害種別： _____ 学年： _____

生徒氏名： _____

略

指導内容			指導形態				
授業 時数	年間 指導 時数	週 あたり 時数	授 業 時 数	年 間 指 導 時 数	週 た り 時 数	交 流 及 共 同 学 習	
教科等			略				
			各	略			
道徳	外国語 (年)		外国語				
略			略				

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(提案理由)

学校教育法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、この規則案を提出する。

議案資料 吳市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の改正に伴い学習指導要領の一部が改正され、中学校における道徳の指導に当たっては、平成31年4月1日から特別の教科である道徳として改訂後の中学校指導要領に基づき実施するため、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 特別の教科である道徳の教材については、教育委員会が行う教科用図書の採択により決定するため、小学校及び中学校において教材として使用しようとするときに、学校長があらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない教材から、道徳を削除します。
- (2) 中学校長が教育委員会に提出する教育課程に関する届のうち、様式10号の2及び様式第11号の3の改正をします。

3 施行期日

平成31年4月1日

教議第9号

呉市立呉高等学校の災害共済給付契約に係る生徒についての共済掛金の額のうち保護者等から徴収する額を定める規則の一部を改正する規則の制定について

呉市立呉高等学校の災害共済給付契約に係る生徒についての共済掛金の額のうち保護者等から徴収する額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市立呉高等学校の災害共済給付契約に係る生徒についての共済掛金の額のうち保護者等から徴収する額を定める規則の一部を改正する規則

呉市立呉高等学校の災害共済給付契約に係る生徒についての共済掛金の額のうち保護者等から徴収する額を定める規則（昭和55年呉市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第17条第4項の規定による呉市立呉高等学校の災害共済給付契約に係る生徒についての共済掛金の額のうち、その保護者（ <u>法第15条第1項第6号</u> に規定する生徒の保護者をいう。）又は生徒が成年に達している場合には当該生徒から徴収する額は、生徒一人当たり1,380円とする。	独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第17条第4項の規定による呉市立呉高等学校の災害共済給付契約に係る生徒についての共済掛金の額のうち、その保護者（ <u>法第15条第1項第7号</u> に規定する生徒の保護者をいう。）又は生徒が成年に達している場合には当該生徒から徴収する額は、生徒一人当たり1,610円とする。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市立呉高等学校の災害共済給付契約に係る生徒についての共済掛金の額のうち保護者等から徴収する額を定める規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷，疾病，障害又は死亡）に対して，医療費等が支給される独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について，平成31年度以降の収支の均衡及び給付内容の改善を図るため，共済掛金額及び免責特約に係る掛金額を改正した平成31年度予算政府案が，平成30年12月21日に閣議決定されたことに伴い，今後，国会で可決する予定の独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正に合わせて，所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

呉市立呉高等学校の生徒に係る災害共済給付契約の共済掛金の額のうち，生徒の保護者又は生徒が成年に達している場合は当該生徒から徴収する額を，生徒一人当たり1,610円にします。

【参考】

(1) 共済掛金額の改正

[単位：円]

区分	共済掛金額		保護者等徴収額	
	改正前	改正後	改正前	改正後
呉高等学校	1,840 (免責特約25)*	2,150 (免責特約15)*	1,380	1,610
義務教育諸学校 (小中学校)	920 (免責特約25)*	920 (免責特約15)*	460	460

* 学校の設置者が免責の特約を付した場合は，上記免責特約の金額を加えた額が共済掛金の額になります。

免責の特約とは，災害共済給付契約において，学校の管理下における児童生徒等の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合に独立行政法人日本スポーツ振興センターが災害共済給付を行うことにより，その価額の限度においてその責任を免れる特約です。

(2) 保護者等から徴収する金額の算定

[単位：円]

区分	呉市における保護者等徴収額の算定
呉高等学校	$2,150 \times 10 \text{分の} 7.5 \div 1,610$
義務教育諸学校 (小中学校)	$920 \times 10 \text{分の} 5 = 460$ (変更なし)

3 施行期日

平成31年4月1日

教議第10号

呉市御手洗地区文化施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

呉市御手洗地区文化施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

呉市御手洗地区文化施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

呉市御手洗地区文化施設条例の一部を改正する条例（平成30年呉市条例第60号）の施行期日は、平成31年4月1日とする。

（提案理由）

呉市御手洗地区文化施設条例の一部を改正する条例（平成30年呉市条例第60号）の施行期日を平成31年4月1日とするため、この規則案を提出する。

議案資料 吳市御手洗地区文化施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

吳市御手洗地区文化施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月27日

吳市長 新原 芳 明

吳市条例第60号

吳市御手洗地区文化施設条例の一部を改正する条例

吳市御手洗地区文化施設条例（平成17年吳市条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前			改正後		
<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 郷土の歴史、文化財、民俗、産業等に関する市民の知識及び教養の向上を図り、並びに市民と他地域の住民との文化交流の活性化に資するための施設として、吳市御手洗地区文化施設（以下「文化施設」という。）を次のように設置する。</p>			<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 郷土の歴史、文化財、民俗、産業等に関する市民の知識及び教養の向上を図り、並びに市民と他地域の住民との文化交流の活性化に資するための施設として、吳市御手洗地区文化施設（以下「文化施設」という。）を次のように設置する。</p>		
施設区分	名称	位置	施設区分	名称	位置
略			略		
文化財施設	略		文化財施設	略	
	旧柴屋住宅	吳市豊町御手洗字常盤町174番地		旧柴屋住宅	吳市豊町御手洗字常盤町174番地
			旧金子家住宅	吳市豊町御手洗字常盤町166番地15	
<p>(入館料の納付等)</p> <p>第4条 交流施設に入館しようとする者は、<u>入館料を納付しなければならない。</u></p>			<p>(使用の許可)</p> <p>第4条 旧金子家住宅の茶室（以下「茶室」という。）を使用しようとする者は、<u>委員会の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 委員会は、前項の許可に際し、<u>管理運営上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。</u></p> <p>(入館料の納付等)</p> <p>第5条 文化施設のうち別表第1に掲げる施設に入館しようとする者は入館料を、茶</p>		

2 入館料の額は、別表に定める額とする。

3 入館料は、入館する際に納付しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

4 市長は、特別の理由があると認めるときは、入館料を減免することができる。

(入館料の還付)

第5条 既納の入館料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、入館料の全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限)

第6条 委員会は、文化施設に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否することができる。

(1) ～(3) 略

(4) 略

(退去命令)

第7条 委員会は、入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、文化施設からの退去を命じることができる。

(1) ・(2) 略

室について前条第1項の許可を受けた者(以下「茶室の使用者」という。)は、入館料のほかに茶室の使用料を納付しなければならない。

2 入館料及び茶室の使用料の額(以下「入館料等」という。)は、別表第1及び別表第2に定める額とする。

3 入館料は、入館する際に、茶室の使用料は、使用の許可を受ける際に納付しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

4 市長は、特別の理由があると認めるときは、入館料等を減免することができる。

(入館料等の還付)

第6条 既納の入館料等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、入館料等の全部又は一部を還付することができる。

(入館及び使用の許可の制限)

第7条 委員会は、文化施設に入館しようとする者又は茶室の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館又は茶室の使用を拒否することができる。

(1) ～(3) 略

(4) 専ら営利を図る目的で使用するおそれがあると認められるとき。

(5) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(6) 略

(退去命令及び使用の許可の取消し等)

第8条 委員会は、入館者又は茶室の使用者(以下「入館者等」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、文化施設からの退去を命じ、又は茶室の使用の許可を取り消すことができる。この場合において、入館者等が損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。

(1) ・(2) 略

(3) 虚偽の申請に基づき茶室の使用の許

(損害賠償)

第8条 入館者は、施設等を滅失し、又は損傷した場合は、不可抗力によるときを除き、その損害を賠償しなければならない。

(施行規定)

第9条 略

別表 (第4条関係)

入館料		
名称	種別	金額 (一人1回につき)
江戸みなとまち展示館及び乙女座	略	

可を受けたことが判明したとき。

(4) 許可された目的以外に茶室を使用したとき。

(5) 茶室の使用の許可に付した条件に違反したとき。

(原状回復)

第9条 茶室の利用者は、その使用を終了し、又は当該使用の許可を取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第10条 入館者等は、施設等を滅失し、又は損傷した場合は、不可抗力によるときを除き、その損害を賠償しなければならない。

(施行規定)

第11条 略

別表第1 (第5条関係)

入館料			
名称	種別	金額 (一人1回につき)	
乙女座	略		
旧金子家住宅	一般	個人	200円
		20人以上の団体	160円
	高校生	個人	120円
		20人以上の団体	90円
		小・中学生	個人
	20人以上	60円	

備考 略

以上の
団体

備考 略

別表第2（第5条関係）

茶室使用料

区分	金額
1回につき（5時間以内）	5,000円
超過料金	1時間までごとに 1,000円

付 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

教議第11号

呉市御手洗地区文化施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

呉市御手洗地区文化施設条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市御手洗地区文化施設条例施行規則の一部を改正する規則

呉市御手洗地区文化施設条例施行規則(平成17年呉市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
	<p>(使用の手続)</p> <p><u>第4条 旧金子家住宅の茶室の使用に係る許可を受けようとする者は、茶室使用申請書を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>委員会は、前項の許可をしたときは、茶室使用許可書(以下「許可書」という。)を交付するものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の許可を受けた者(以下「茶室の使用者」という。)は、使用を開始する前に許可書を提示し、委員会の指示に従わなければならない。</u></p>
<p>(入館者の遵守事項)</p> <p><u>第4条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</u></p> <p>(1) <u>所定の場所以外において飲食又は火気を使用しないこと。</u></p> <p>(2) <u>所定の場所以外に出入りしないこと。</u></p> <p>(3) <u>他の入館者の迷惑となるような行為をしないこと。</u></p> <p>(4) <u>係員の指示に従うこと。</u></p>	<p>(入館者等の遵守事項)</p> <p><u>第5条 入館者又は茶室の使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</u></p> <p>(1) <u>触ることを許可されていない展示品には触れないこと。</u></p> <p>(2) <u>撮影することを許可されていない展示品の撮影は行わないこと。</u></p> <p>(3) <u>所定の場所以外において飲食又は火気を使用しないこと。</u></p> <p>(4) <u>所定の場所以外に出入りしないこと。</u></p> <p>(5) <u>他の入館者又は茶室の使用者の迷惑となるような行為をしないこと。</u></p> <p>(6) <u>その他委員会の指示に従うこと。</u></p>
<p><u>第5条～第6条 略</u></p>	<p><u>第6条～第7条 略</u></p>

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(提案理由)

呉市御手洗地区文化施設条例の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市御手洗地区文化施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

本市では、平成26年度から呉市重要文化財「旧金子家住宅」の保存修理を行ってきており、平成31年4月から当該施設を一般に公開するため、呉市御手洗地区文化施設条例の一部を改正したことに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

「旧金子家住宅」については、一般に公開するとともに、当該施設内の茶室を一般が使用できるようにするため、その使用に係る許可を受けるために必要な手続に関する規定の整備を行います。

3 施行期日

平成31年4月1日

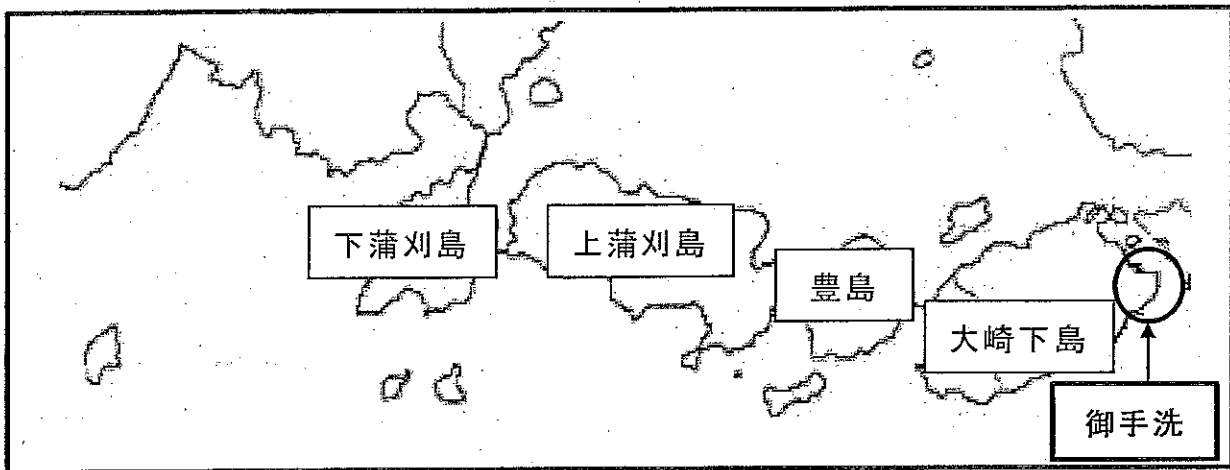
4 施設概要等

- (1) 名 称 旧金子家住宅
- (2) 位 置 呉市豊町御手洗字常盤町166番地15
- (3) 敷地面積 234.51平方メートル
- (4) 延べ床面積 69.42平方メートル（うち茶室32.87平方メートル）
- (5) 構造・規模 木造，平屋建て
- (6) 主要施設 茶室，座敷
- (7) 呉市重要文化財の指定

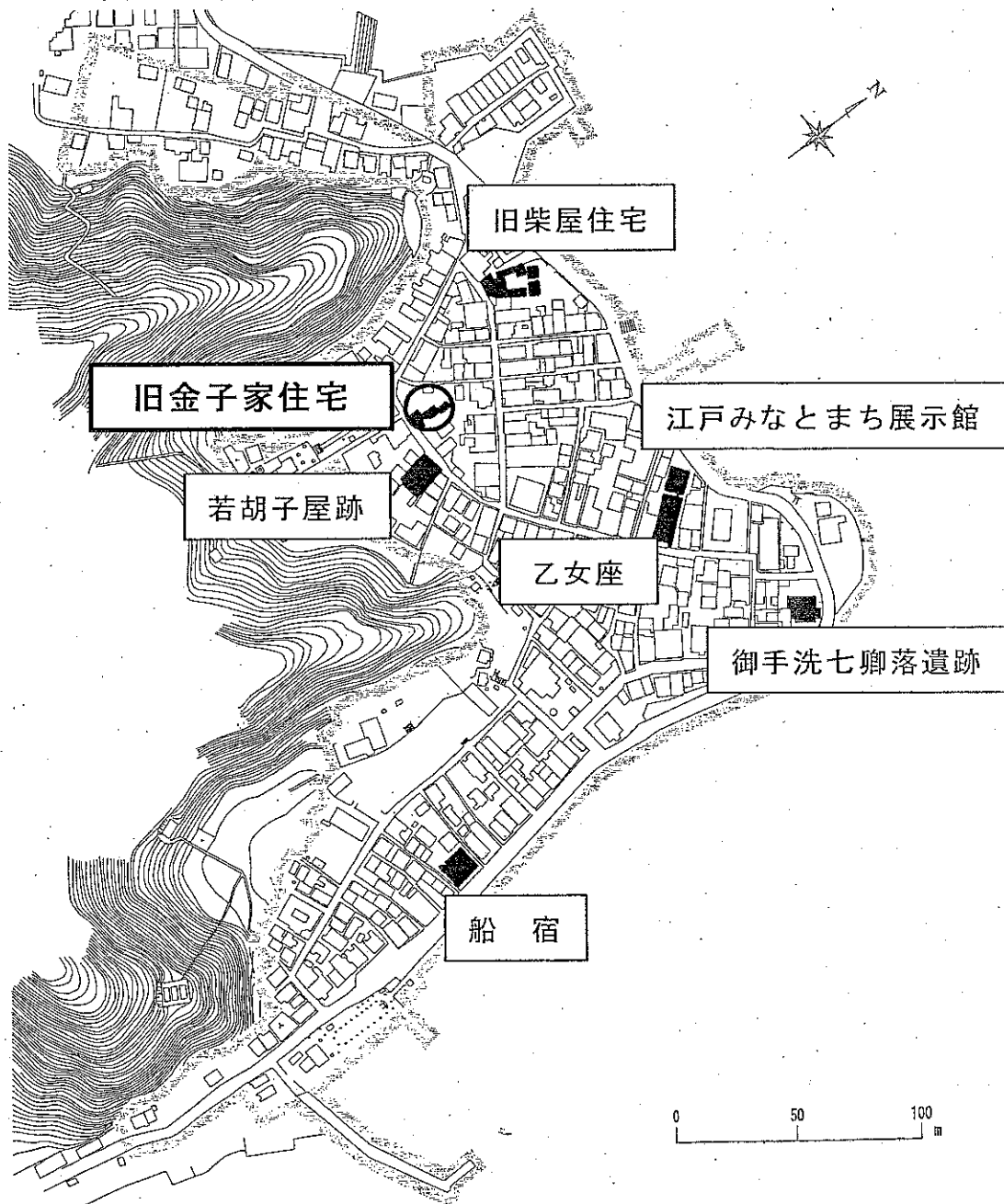
旧金子家住宅は、御手洗の庄屋役であった金子家が、様々な要人を接待するため、江戸時代に建設した数寄屋造りの茶室等と長屋門から成る複合建築物です。幕末期には、ここで長州藩と広島藩との軍事協定（御手洗条約）が締結されたと文献に記されるなど、御手洗と広島藩との結び付きを知る上でも歴史的価値の高い建造物であることから、平成23年4月28日に呉市重要文化財に指定しました。

(8) 位置図

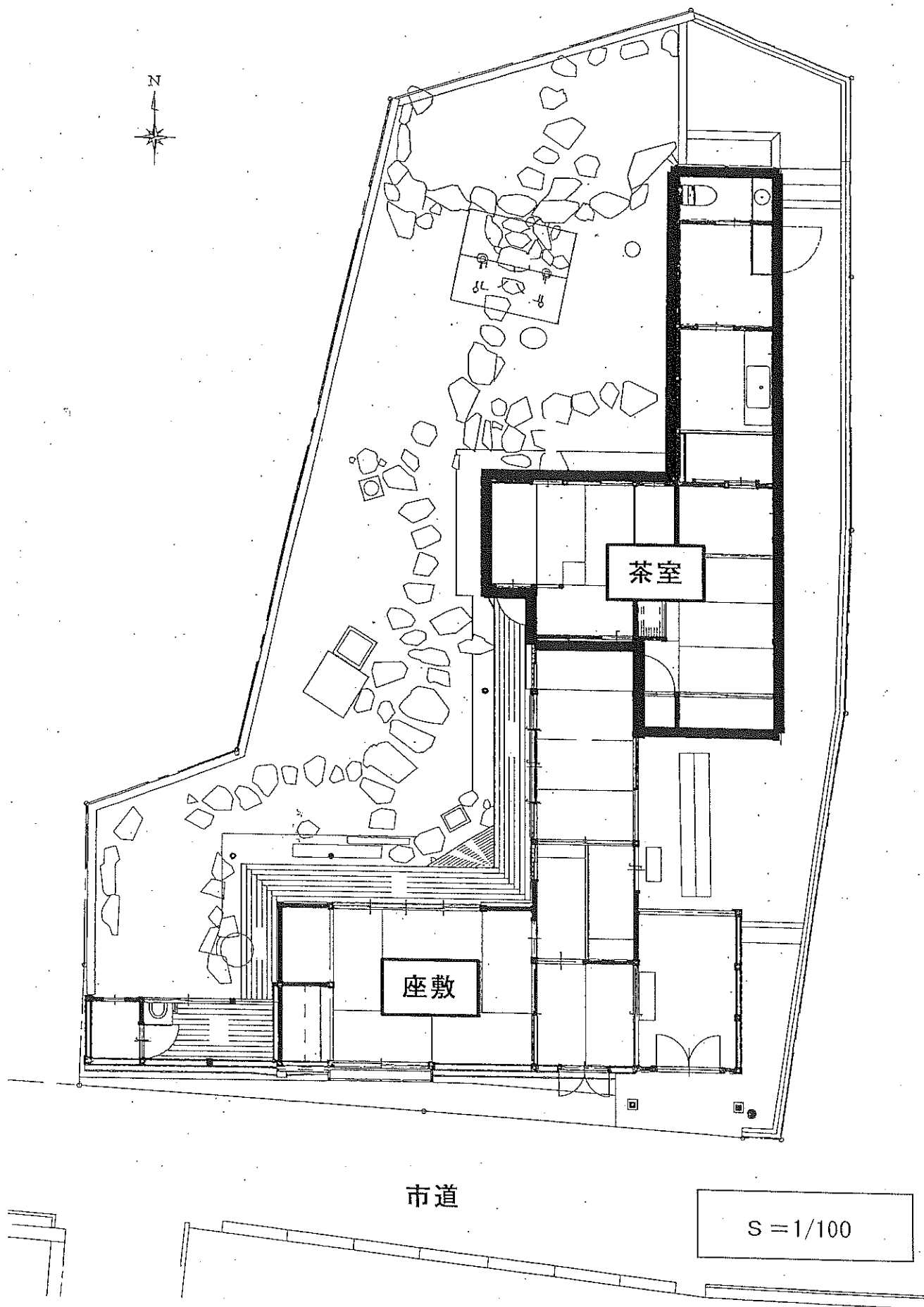
ア 豊町御手洗の位置



イ 旧金子家住宅の位置 (呉市豊町御手洗伝統的建造物群保存地区)



(9) 旧金子家住宅の平面図



寄附受納について

学校施設課

平成30年7月豪雨で被災した学校の物品として、図書計579冊の寄附申込があったので、三坂地小学校、横路小学校、音戸小学校、明德小学校、安浦小学校、横路中学校、吉浦中学校、天応中学校、倉橋中学校及び安浦中学校にそれぞれ受納した。

寄附申込者	受納校	名称	冊数	評価額	受納年月日
国際ソロプチミスト呉	三坂地小学校	図書	83冊	103,065円	H31.3.8
	横路小学校		68冊	102,088円	
	音戸小学校		14冊	101,781円	
	明德小学校		60冊	101,412円	
	安浦小学校		70冊	100,126円	
	横路中学校		40冊	98,262円	
	吉浦中学校		76冊	99,753円	
	天応中学校		99冊	101,271円	
	倉橋中学校		21冊	90,667円	
	安浦中学校		48冊	101,575円	
	計		579冊	1,000,000円	



